

認定就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）

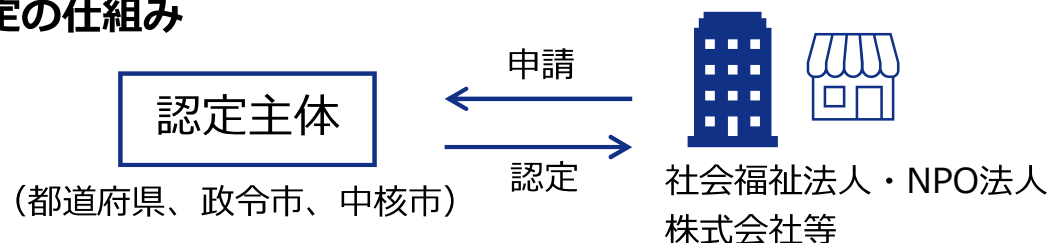
対象者

本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断された者

支援の概要

- 認定を受けた法人で、実際の業務を体験するなどの実践的な訓練を段階的（非雇用型・雇用型）に行うことにより、就労に必要な知識や経験を習得することを目指す。

① 認定の仕組み



② 訓練の種類

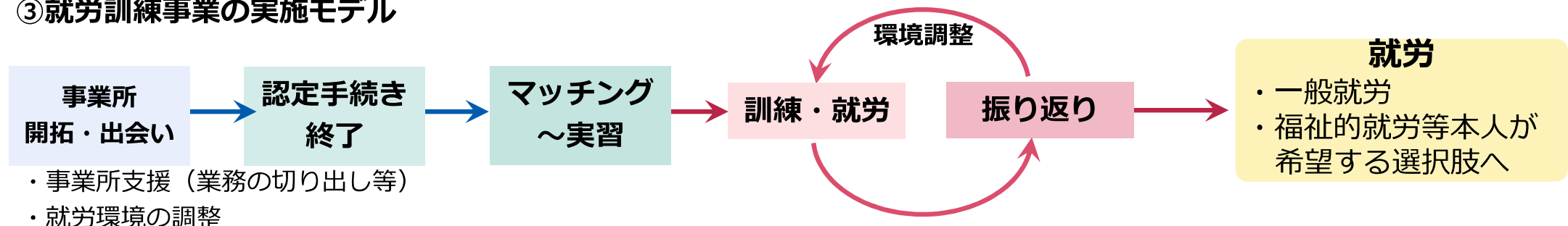
非雇用型

- ・ 無償・有償での就労訓練が可能
- ・ 本人の体調や作業内容について調整

雇用型

- ・ 最低賃金～給与規定に沿った賃金
- ・ 就労条件における一定の配慮や対応

③ 就労訓練事業の実施モデル



期待される効果

- ・ 対象者の状況に応じた柔軟かつ多様な働き方を可能とし、本人が希望する就労に向けたステップアップを実現。
- ・ また、認定就労訓練事業所の開拓等を通じて、地域における社会資源の開拓（地域づくり）を実現。